

# 「金」取引〈保護預り〉

令和元年10月1日現在

1. 商品名 (愛称)	● 金取引（保護預り）
2. 販売対象	● 個人、法人、地公体、権利能力なき社団・財団など
3. 取扱単位	● 100 g 以上100 g 単位とします。（純度99.99%） （金のお預り証書は、100 g、500 g、1 kg の3種類の組合せとなります。）
4. 取扱営業日	● 金取扱業者休業日を除く銀行営業日
5. 取引形態	[ご購入] ・「金」をご購入いただき、同時に「金お預り証書」を発行して当行が「保護預り金」として保管管理いたします。 [ご売却] ・「保護預り金」としてお預かりした金地金はご希望により売却することができます。 [お引き渡し] ・「保護預り金」を金地金現物に引き換えて受け取ることができます。
6. 税金	● 給与所得者等が金を売却した場合、原則として譲渡所得（総合課税）となりますが、継続的に売買を行う場合などは雑所得となることもあります。詳しくは、公認会計士・税理士にご相談下さい。
7. 売買価格の 入手方法	● 当日の金価格は窓口にお問い合わせ下さい。 （ご提示する金価格は、消費税等を含みます）
8. 手数料	[金証書取扱手数料] ・購入・売却時ともに取引1件につき2,200円（消費税等を含みます） [保護預り手数料(年間)] ・基本料金1,100円+(1gにつき12円+消費税等相当額) 申込受付時に翌4月30日までの期間を計算の上、お支払いいただきます。また、2年目以降は5月1日から翌年4月30日迄の1か年分を毎年5月7日に、指定口座よりの自動引落としとさせていただきます。尚、計算は月賦計算とし1か月未満は1か月とします。 途中で売却や金地金現物への引換えをされた場合には、月単位で計算し手数料を返却させていただきます。 [金地金取扱手数料] ・「保護預り金」を「金地金現物」としてお引き出しになる場合、金地金現物お引き渡し1本につき6,600円（消費税等込）が必要となります。
9. 付加できる	● ございません。
10. その他 参考となる事項	● 金取引は預金商品ではありません。 ● 金は価格が変動する商品です。売却時期によっては、ご購入の価格を下回ることもあります。
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	● 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
12. 預金保険制度	● 金取引は預金保険の対象外取引です。